官報号外

官庁事項

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 28 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　前書き中「、人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）、人事院規則９―120―１（人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９―120―２（人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９―120―３（人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）」を削る。

第２項中第18号から第18号の４までを削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを１号ずつ繰り上げる。

２　この決定による改正は、平成26年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則１―61（独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 28 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

人事院規則１―61（独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）第７条の規定に基づき、人事院が定めることとされている旧独立行政法人原子力安全基盤機構の職員について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成26年３月１日

人事院公示第６号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９―134（平成26年４月１日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 28 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９―134（平成26年４月１日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第１条第３項第１号ハ、ニ若しくはホ、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

二　規則第１条第３項第７号の規定に基づき、平成19年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。

三　規則第１条第４項第１号、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

四　規則第１条第４項第７号の規定に基づき、平成20年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。

五　規則第１条第５項第１号、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

六　規則第１条第５項第７号の規定に基づき、平成21年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。

七　規則第２条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び事項について定めること。

八　規則第３条の規定に基づき、別段の取扱いをすることについて承認すること。

３　委任の効力の発生する日

平成26年４月１日

４　平成25年人事院公示第３号は、廃止する。

人事院公示第７号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９―135（原子力安全基盤機構解散法附則第５条の規定による特別の手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 28 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９―135（原子力安全基盤機構解散法附則第５条の規定による特別の手当）（以下「規則」という。）第４条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員、給与及び額について定めること。

二　規則第６条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている給与、職員及び額について定めること。

三　規則第８条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成26年３月１日

官報

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成25年度の平成25年12月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成 26 年２月 28 日

財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	43,096,000,000	2,661,042,565	13,489,312,407	16,150,354,973	△26,945,645,026	37.4
租税	41,994,000,000	2,641,920,858	12,908,336,305	15,550,257,164	△26,443,742,835	37.0
所得税	13,898,000,000	808,237,304	6,382,488,720	7,190,726,025	△6,707,273,974	51.7
法人税	8,714,000,000	342,731,306	719,602,269	1,062,333,575	△7,651,666,424	12.1
相続税	1,495,000,000	159,090,061	421,919,938	581,009,999	△913,990,000	38.8
消費税	10,649,000,000	846,432,122	2,711,697,841	3,558,129,964	△7,090,870,035	33.4
酒税	1,347,000,000	119,138,488	488,147,466	607,285,954	△739,714,045	45.0
たばこ税	991,000,000	80,031,367	434,513,820	514,545,188	△476,454,811	51.9
揮発油税	2,566,000,000	113,987,873	840,567,226	954,555,100	△1,611,444,899	37.2
石油ガス税	11,000,000	916,605	3,514,910	4,431,515	△6,568,484	40.2
航空機燃料税	50,000,000	4,431,565	22,361,669	26,793,234	△23,206,765	53.5
石油石炭税	650,000,000	13,024,122	204,391,108	217,415,230	△432,584,769	33.4
電源開発促進税	330,000,000	28,726,578	133,104,682	161,831,261	△168,168,738	49.0
自動車重量税	386,000,000	27,038,026	128,821,686	155,859,712	△230,140,287	40.3